

平成24年3月21日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 五味路子
平成23年(行コ)第371号公金支出差止等請求住民訴訟控訴事件(原審・横浜
地方裁判所平成19年(行ウ)第92号(第1事件),第93号(第2事件),第9
4号(第3事件))

口頭弁論終結日 平成24年2月15日

判 決

川崎市川崎区砂子1-10-2 ソシオ砂子ビル7階

控 訴 人 かわさき市民オンブズマン

(原審第1事件原告)

同代表者代表幹事 篠 原 義 仁

同 清 水 芳 治

横浜市中区弁天通2-21 アトム関内ビル3階

控 訴 人 よこはま市民オンブズマン

(原審第2事件原告)

同代表者代表幹事 阪 田 勝 彦

同 岸 根 正 次

同 間 瀬 辰 男

横浜市中区弁天通2-21 アトム関内ビル3階

控 訴 人 かながわ市民オンブズマン

(原審第3事件原告)

同代表者代表幹事 大 川 隆 司

同 小 沢 弘 子

同 佐 藤 満 喜 子

同 黒 下 行 雄

上記3名訴訟代理人弁護士 大 川 隆 司

同 篠 原 義 仁



同	渡	辺	登	代	美
同	小	沢	弘		子
同	阪	田	勝		彦
同	中	野	直		樹
同	篠	原	靖		征

川崎市川崎区宮本町1番地

被 控 訴 人	川崎市長	阿部孝夫
(原審第1事件被告)		

横浜市中区日本大通1

被 控 訴 人	神奈川県知事	黒岩祐治
(原審第3事件被告)		

上記兩名訴訟代理人弁護士	橋	本	勇
同	羽	根	一 成

横浜市中区港町一丁目1番地

被 控 訴 人	横浜市長	林 文子
(原審第2事件被告)		

同訴訟代理人弁護士	川	島	清	嘉
同	中	村	真	由 美

横浜市中区山下町168-1-601

被控訴人横浜市長補助参加人	中	田	宏
同訴訟代理人弁護士	淵	上	貴 之
同	鈴	木	国 夫
同	中	尾	田 隆

東京都千代田区大手町一丁目9番1号

被控訴人ら補助参加人	株式会社日本政策投資銀行
同代表者代表取締役	橋 本 徹

同訴訟代理人弁護士	関	沢	正	彦
同	濱	田	広	道
同	廣	渡		鉄
同訴訟復代理人弁護士	黒	澤	圭	子
同	菅	野	典	浩
同	横	手		聡

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人川崎市長は、阿部孝夫に対し、2億8100万円及びこれに対する平成22年4月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 3 被控訴人川崎市長は、阿部孝夫及び被控訴人ら補助参加人に対し、11億5956万6541円及びこれに対する同月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を連帯して支払うよう請求せよ。
- 4 被控訴人横浜市長は、被控訴人横浜市長補助参加人に対し、2億8100万円及びこれに対する平成22年4月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 5 被控訴人横浜市長は、林文子及び被控訴人ら補助参加人に対し、11億5956万6541円及びこれに対する同月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を連帯して支払うよう請求せよ。
- 6 被控訴人神奈川県知事は、松沢成文に対し、2億8100万円及びこれに対する平成22年4月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払う

よう請求せよ。

- 7 被控訴人神奈川県知事は、松沢成文及び被控訴人ら補助参加人に対し、11億5956万6541円及びこれに対する同月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を連帯して支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、神奈川県、横浜市及び川崎市（以下「本件各地方公共団体」という。）が、相互間で締結した広域中間処理リサイクル施設設置推進事業に関する覚書（以下「本件覚書」という。）に沿い、産業廃棄物中間処理等を事業目的とする財団法人かながわ廃棄物処理事業団（以下「事業団」という。）を設立した上、これに対し各々補助金及び貸付金を交付し、かつ、事業団が産業廃棄物の中間処理施設「かながわクリーンセンター」の建設工事資金に充てるために被控訴人ら補助参加人から数回借入した金員（以下「本件各借入金」という。）の返還債務につき、それぞれ3分の1ずつの限度で損失補償をする旨の各契約（以下「本件各損失補償契約」という。）を締結した上、その後も事業団に対して継続的に負担金を支出し、さらに、事業団の解散後、被控訴人ら補助参加人に対し本件各損失補償契約に基づく損失補償金（以下「本件各損失補償金」という。）を支払ったため、控訴人らが、それぞれ居住する地方公共団体の執行機関である被控訴人らに対し、

- (1) 事業団に対する負担金の支出は、公益上の必要性（地方自治法232条の2）を欠き、その確定のために予定されている協議が存在せず、実体的にも手続的にも違法無効であるとして、地方自治法242条の2第1項4号の不当利得としての事業団に対する各事件訴え提起前に支出された負担金2億1600万円（以下「各負担金①」という。）ずつの返還及び同号の損害賠償としての本件各地方公共団体の各執行機関に対する各事件の訴え提起後に支出された負担金2億8100万円（以下「各負担金②」といい、各負担金①と

併せて「本件各負担金」という。) ずつの支払並びに、

(2) 本件各損失補償契約が昭和二十一年法律第二十四号（法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律）（以下「財政援助制限法」という。）3条に反するにもかかわらず、同契約に基づきそれぞれ損失補償金11億5956万6541円ずつを支出したとして、各支出時の各執行機関個人に対し地方自治法242条の2第1項4号の損害賠償として、被控訴人ら補助参加人に対し同号の不当利得として、同金員及びそれぞれに対する平成22年4月21日付け各事件訴え変更の申立書送達の日（第1事件及び第3事件については同月24日、第2事件については同月23日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払の、

各請求をするよう求める住民訴訟事件である。

原審は、控訴人らの請求をいずれも棄却したところ、控訴人らが請求の認容を求めて控訴した。

なお、原判決のうち、財団法人かながわ廃棄物処理事業団に対する請求命令に係る各請求を棄却した部分については、不服の申立てがないから、当審の審判の対象ではない。

2 当事者の主張等

基礎となる事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、(1)のとおり補正し、当審における控訴人らの補充的主張として、(2)のとおり付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の2及び3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決の補正

ア 13頁2行目の「以下のとおりでありである」を「以下のとおりである」に改める。

イ 33頁20行目の「言及しかなかった」を「言及しなかった」に改める。

(2) 当審における控訴人らの補充的主張

本件各損失補償契約は、事業団の債務不履行という事実のみから当然に本件各地方公共団体の補填義務が生じるものであるから、真正な損失補償契約ではなく、「損失補償」に名を借りただけの「債務保証契約」そのものであって、財政援助制限法3条に違反する違法、無効の契約である。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人らの請求は、いずれも理由がないと判断する。その理由は、本件各損失補償金の交付に係る損害賠償請求及び不当利得返還請求の当否について、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3当裁判所の判断」に説示するとおりであるから、これを引用する。

なお、控訴人らの控訴理由におけるその余の主張（本件各負担金支出の違法性に関する主張）を考慮しても、控訴人らの主張に理由がないとする前記の判断を覆すに足りない。

(原判決の補正)

47頁26行目から54頁16行目までを次のとおり改める。

「2 本件各損失補償金の交付に係る損害賠償請求及び不当利得返還請求の当否

(1) 控訴人らは、財政援助制限法3条の趣旨に照らし、民法上の保証契約であると否とを問わず、民法上の保証債務と同様に不確定な債務を負う契約は、同条にいう保証契約に該当すると解し、損失補償契約も同条にいう保証契約に含まれると主張する。

そこで、財政援助制限法3条にいう保証契約に損失補償契約が含まれるか否かについて検討するに、地方公共団体が法人の事業に関して当該法人の債権者との間で締結した損失補償契約について、財政援助制限法3条の規定の類推適用によって直ちに違法、無効となる場合があると解することは、公法上の規制法規としての当該規定の性質、地方自治法等における保証と損失補償の法文上の区別を踏まえた当該規定の文言の文

理、保証と損失補償を各別に規律の対象とする財政援助制限法及び地方
財政法など関係法律の立法又は改正の経緯、地方自治の本旨に沿った議
会による公益性の審査の意義及び性格、同条ただし書所定の総務大臣の
指定の要否を含む当該規定の適用範囲の明確性の要請等に照らすと、相
当ではないというべきであり、上記損失補償契約の適法性及び有効性は、
地方自治法232条の2の規定の趣旨等に鑑み、当該契約の締結に係る
公益上の必要性に関する当該地方公共団体の執行機関の判断にその裁量
権の範囲の逸脱又はその濫用があったか否かによって決せられるべきも
のと解するのが相当である（最高裁判所平成23年10月27日第一小
法廷判決、裁判所時報1542号358頁）。

したがって、財政援助制限法3条にいう保証契約とは、民法上の保証
契約を意味し、損失補償契約を含むものではないと解すべきであり、損
失補償契約が不確定な債務を生じさせるというだけで、同条にいう保証
契約であるとの拡張解釈をすることはできないというべきである。

(2) ただし、契約当事者が「損失補償契約」という文言を用いている場合
であっても、その契約内容が保証契約の実質を有すると認められる場合
には、当該契約は保証契約の性質を有するものとして、財政援助制限法
3条の禁止の対象となると解される。

そして、控訴人らは、本件各損失補償契約は、事業団の債務不履行と
いう事実のみから当然に本件各地方公共団体の補填義務が生じるもので
あるから、真正な損失補償契約ではなく、「損失補償」に名を借りただけ
の「債務保証契約」そのものであって、財政援助制限法3条に違反する
違法、無効の契約であると主張する。

そこで、本件各損失補償契約が保証契約の実質を有すると認められる
か否かにつき検討するに、本件各損失補償契約に関する契約書には、前
記第2の2(4)ウ(ウ)eのとおり、(ア)その前文において、損失補償契約を締

結する旨が明記されており、(イ)保証債務の履行請求に関する民法446条1項とは異なり、損失補償を請求できる時期が借入金の履行期限から6か月経過後とされており(1条1,2項)、(ウ)填補されるべき損失には、補償履行の日までの損害金を含むとされ(同条3項)、(エ)損失補償の履行として支払う金銭は、元本、利息その他弁済すべき債務及び損害金の合計額の3分の1を限度とするものとされ(同条5項)、(オ)損失補償が履行されても、求償権及び代位権が発生するのではなく、被控訴人ら補助参加人が被控訴人らに対し事業団に対する債権の譲渡及びその担保移転をすべきものとされ(2条)、反面、(カ)随伴性及び補充性に関する規定がない。

以上によれば、本件各損失補償契約は、財政援助制限法3条の適用対象である民法上の保証契約とはいえないことが明らかである。

したがって、本件各損失補償契約は、「損失補償」に名を借りただけの「債務保証契約」そのものであって、財政援助制限法3条に違反する違法、無効の契約であるとする控訴人らの上記主張は、採用することができない。

また、実質的にみても、本件各地方公共団体が、被控訴人ら補助参加人に対し、経営改善検討委員会の意見に基づく事業団の解散及びその後の破産申立てにより、事業団から貸付金を回収することが不能となることが確実となった後に、本件各損失補償金の交付をしたことは、前記第2の2(9)のとおりである。そうすると、本件各損失補償金の交付は、回収不能確定後に履行されたことが明らかであり、本件各損失補償金の交付は、まさしく損失補償として有効にされたものというべきである。

- (3) 本件各損失補償金の交付に係る損害賠償請求及び不当利得返還請求は、本件各損失補償契約が財政援助制限法3条に違反し無効であることを理由とするものであるところ、本件各損失補償金の交付が同条に違反

すると認めることはできないから、上記請求は、いずれも理由がない。」

第4 結論

以上によれば、控訴人らの請求は、いずれも理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴はいずれも理由がないから、これを棄却することとする。

東京高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 梅 津 和 宏

裁判官 中 山 顕 裕

裁判官 岩 坪 朗 彦

これは正本である。

平成24年3月21日

東京高等裁判所第12民事部

裁判所書記官 五味 路子

